

令和6年4月1日

都立城東特別支援学校給食受給・欠食規約

都立城東特別支援学校における給食の受給・欠食を以下のとおり定める。

1 受給

- (1) 都立城東特別支援学校（以下、本校）で提供する学校給食は、在籍する児童・生徒及び教職員（対象者は別表のとおり）、給食調理従事者、校長が認めた者についてのみ受給することができる。

「校長が認めた者」については、「試食」とする。

- (2) 次に挙げる者は、受給を認めない。

- ア 介護等体験学生
- イ スクールバス運転手・添乗員
- ウ 保護者

- (3) 在籍する児童・生徒及び教職員については、在籍と同時に受給とする。

ただし、欠食の申出があり、所定の手続を経た場合は欠食とする。

- (4) 届出用紙の提出期限及び提出方法

受給希望日の**前々週の木曜日**（学校休業日の場合はその前日）までに所定の届出用紙を栄養士を通じて校長に提出する。（年度末等については、下記欠食届の締切日と同じとする。）**臨時喫食については、前月 20 日若しくは、前々週の木曜日 17 時**（学校休業日の場合はその前日）の早い方までに提出する。（受給届は担当者、臨時喫食の喫食表は受給者本人が提出する。）

2 欠食

- (1) 規定の欠食理由に基づき、各期日までに所定の届出用紙（以下、「欠食届」という）を栄養士を通じて校長に提出した場合、「欠食」とする。

なお、欠食届の遡及提出は一切受け付けない。

- (2) 欠食理由の規定について

下記の場合は、欠食理由として認める。

- ア 学校行事及び学部・学年行事
- イ 病気・けが等による欠席（1日以上）
- ウ その他、校長が認めた場合

- (3) 届出用紙の提出期日及び提出方法

ア 欠食届【行事用】：欠食開始の**前月 20 日若しくは、前々週の木曜日 17 時**（学校休業日の場合はその前日）の早い方まで

- ・学校行事及び学年行事等に伴う欠食は、担当教員が欠食者一覧表を添付して提出する。
- ・スポーツ大会等に伴う欠食は、担当教員が欠食者一覧表を添付して提出する。

- ・産業現場等における実習等で欠食期間が異なる場合は、個別に「給食欠食届（個人用）」を提出する。
- ・欠食届提出後の変更締切は、欠食日の**前々週の木曜日 17 時**（学校休業日の場合はその前日）とする。
- ・予め年間回数から除いてある行事についても、必ず欠食届を提出する。

イ 欠食届【個人用】：該当日の**前々週の木曜日 17 時**（学校休業日の場合はその前日）まで

※ただし、令和 6 年度の下記の日程については、締切日を下記のとおりとする。

令和 6 年 4 月 9 日（火）～ 4 月 12 日（金）→令和 6 年 3 月 26 日（火）

令和 6 年 5 月 7 日（火）～ 5 月 17 日（金）→令和 6 年 4 月 18 日（木）

令和 7 年 1 月 8 日（水）～ 1 月 17 日（金）→令和 6 年 12 月 19 日（木）

令和 7 年 2 月 17 日（月）～ 3 月 24 日（月）→令和 7 年 2 月 6 日（木）

欠食届に記載された欠食期間が終了した場合、自動的に欠食は解除となる。

教員の急な長期欠食が発生した場合は、当該学年主任が欠食届を提出する。

ウ 転出等の理由で、給食を中止する場合は、中止届を提出する。

3 給食費の返還対象とならない場合について

欠食として受理されたもののみ、返金対象とする。

また、下記（１）～（４）に定める場合は、給食費の返金対象とせず平常の給食内容に還元する（①購入済みの食材は返品できない②生鮮食品は廃棄扱いとなるため）。ただし、全食材の取消ができた場合には返金をおこなう。

（１）学校教育法施行規則第 6 3 条（非常変災等による臨時休業）

（２）学校保健安全法第 2 0 条（臨時休業）

（３）学校行事が、雨天等のため後日に延期になった場合の予備日（届出が期日に間に合わない場合）

（４）交通機関のストライキ

（５）あらかじめ給食費算定段階欠食としてある学校行事及び学部・学年行事

（６）児童・生徒を引率しない出張・研修等および休暇の場合（教職員）

4 給食費の取扱について

受給・欠食に伴う給食費は、都立城東特別支援学校給食会計規約に基づき処理する。原則として 1 食単価×欠食回数で徴収または返還する。

ただし、返還の際、給食費の未納がある場合、一部又は全部を相殺する場合がある。

5 関係規約・様式等

- ・都立城東特別支援学校給食会計規約
- ・受給届
- ・受給届【個人用】
- ・欠食届【行事用】
- ・中止届

【別表】

令和6年度給食受給対象者

対象者	受給対象の可否	備考
教員	受給対象	
行政系職員	受給対象	
非常勤（再任用）教員	受給対象	
時間講師	対象としない	
会計年度職員	対象としない	
非常勤看護師	対象としない	
教育実習生	受給対象	
往還型実習生（東洋大）	受給対象	
大学院連携（学芸大）	受給対象	
教師養成塾生	受給対象	